



## アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物  
通知日：昭和62年12月14日

土木部各課長殿  
各土木事務所長殿

受管号外  
昭和62年12月14日

土木部長

### アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）

このことについて、衛生環境部長から別添写し1.のとおり通知がありましたので、貴管下においても適切な指導をされるようお願いいたします。

なお、建設廃材関係各産業廃棄物処理専門部会構成員（別表1）に対しても、別添写し2.のとおり通知されていますので申し添えます。

（別添別表1省略）

受環第183号  
昭和62年11月20日

鳥取県教育委員会教育長殿  
鳥取県警察本部長殿  
鳥取県企業局長殿  
各部長殿

鳥取県衛生環境部長

### アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）

このことについて、環境庁水質保全局長並びに厚生省生活衛生局水道環境部長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴関係者に周知していただくとともに、貴職の関係工事に伴ってアスベスト廃棄物が発生する場合には、その処理方法について工事請負業者に確認を行う等、適正処理の確保について配慮していただくようお願いいたします。

（別添省略）